第15回 草津市地域公共交通活性化再生協議会 会議録

■日時:

平成30年1月11日(木)10時00分~11時35分

■場所:

草津市役所2階特大会議室

■出席委員:

善利会長、立川委員(代理北村氏)、隠岐委員(代理角元氏)、大西委員(代理中島氏)、石塚委員、野村委員、濱田委員、山崎委員、池藤委員、高田委員、卯田委員、道久委員、芝委員、竹中委員(代理杉江氏)、塚口委員、加藤委員、宮下委員、吉本委員(代理眷戶氏)、吉川委員(代理生田氏)

■欠席委員:

山田 (幸)委員、山田 (慎)委員、中島委員、前野委員、吉岡委員、南委員、村井委員、 西委員、竹村委員

■事務局

山本部長、東理事、打田副部長、武村課長、林参事、青木主任、田村主任

■傍聴者

1名

■随行者:

1名

1. 開会

【事務局】

本日はご多用の中ご参集をいただきありがとうございます。

ただ今から、第15回草津市地域公共交通活性化再生協議会通常総会を開催いたします。 本日の会議につきましては、当初、昨年11月16日(木)に開催のご案内を申し上げたと ころでございますが、諸般の事情により本日まで延期させていただいたところでございま す。委員の皆様には、開催通知を差し上げた後の延期ということで、大変ご迷惑をおかけ しましたことをお詫び申し上げます。

本日の会議が円滑に進みますよう、皆様にはご協力いただきますようどうぞよろしくお 願いいたします。

それでは、開会にあたり、当協議会会長で、草津市副市長よりご挨拶申し上げます。

【会長】

本日は公私ご多用の中、また厳しい寒さの中、草津市地域公共交通活性化再生協議会に ご出席を賜り誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、8月21日に開催さ せていただきました第14回協議会に続き今年度第3回目の会議となります。毎回、皆様方に は、市から提出しました議案に対し慎重なご審議を賜り、心より感謝を申し上げる次第で す。

さて、当協議会では、昨年度から進めております草津市地域公共交通網形成計画につきまして、本年度は計画策定に取り組んでいるところでございます。また、この計画と連携いたしまして、市では、市街化区域でのまちづくり計画となります草津市立地適正化計画、そして市街化調整区域での地域活性化計画となる草津市版地域再生計画の策定にも取り組んでおり、この計画で設定される誘導区域、また生活拠点などを公共交通で結び、コンパクトシティプラスネットワークのまちづくりを目指して取り組んでいるところでございます。

本日の会議では当計画の中間報告をさせていただき、委員の皆様方には様々な視点から 忌憚のないご意見をいただき、いただきましたご意見を今後の策定作業に活かしていきた いと考えております。

誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。皆様 よろしくお願いいたします。

【事務局】

本協議会につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に規定されます法定協議会として設置いたしております。また、本日の会議は、草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要項第7条第7項の規定に基づき、公開で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の総会の成立についてご報告申し上げます。

当協議会の委員数は29名で、本日の出席者数は19名でございます。ご欠席の3名の方からは議決権の行使を議長に委任する旨の委任状を提出いただいております。このことから当協議会規約第17条第1項の規定により、委員数の過半数の出席をいただいておりますことになりますので、本総会が成立いたしますことをご報告させていただきます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。本日の資料は、次第、委員名簿、座席表、資料1、資料2-1から2-4、参考でございます。もし、不足や乱丁、落丁等がございましたら、お申し出ください。

それでは、これより議事に進ませていただきます。

総会の議長につきましては、当協議会規約第15条第2項の規定により、「総会の議長は、会長がこれにあたる」と規定されておりますので、善利会長に本日の会議の議事進行をお願いいたします。では、善利会長よろしくお願いいたします

2. 議事

【会長】

それでは、議事を進めさせていただきます。

議事に入る前に、当協議会規約第22条第3項の規定により、「議事録は、議長及び当該総会に出席した委員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。」と定められています。このことから、本日出席いただいております道久委員と芝委員を選任したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、議事に入らせていただきます。今回の議案は「草津市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約の制定について」でございます。お手元の資料に基づきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料1をご覧ください。

2ページをご覧ください。現規約において第 10 条第 2 項において、「会長は副市長をもって充てる」。第 3 項では「副会長は会長が指名する」。第 4 項では「監事は委員の互選により選出する」としておりましたが、会長、副会長、監事は委員の互選によって定めることと改正したく考えております。

改正理由につきましては、下部であります地域公共交通会議や有償運送運営協議会では 委員の互選によって委員長等を決めており、それに倣って改正するものであります。

また、第13回での議事となっておりました草津市地域公共交通活性化再生協議会の中で

も規約改正を行ったところではありますが、改正出来ていなかった文言がありましたので、 併せて修正させていただきたく考えております。

資料1に関する説明については以上のとおりであります。

【会長】

事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

【会長】

ないようでございますので、「草津市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約の制定について」について、承認させていただいてよろしいでしょうか。

《異議なし》

【会長】

それでは、原案どおり承認されたことといたします。

3. 協議

【会長】

つづきまして、協議案件である「草津市地域公共交通網形成計画の策定について」でございます。現在策定中の計画であり、中間報告ということで、資料に基づきまして事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料 2-1 から資料 2-4 について青木から説明させていただきます。

資料 2 では、今年度の活性化再生協議会の中で、草津市地域公共交通網形成計画の策定に向けて検討しており、立地適正化計画や草津市版地域再生計画と連携をしながら取り組んでまいりますと言っておりましたが、本日はその内容にも触れながら、草津市地域公共交通網形成計画策定に向けたご意見をいただきたく存じます。

資料 2-1 をご覧ください。

3計画の施策展開をイメージ図に表しております。

いちばん外側の枠で囲まれているのが都市計画区域で、草津市では市全域がこれにあたります。

その中に、右側の黄色で示す市街化区域と、それ以外の範囲にあたる市街化調整区域があります。

黄色の市街化区域では、立地適正化計画を策定し、コンパクトシティの形成に向けた取組みとして、居住誘導区域および都市機能誘導区域を設定し、居住や都市機能の集約に向けた誘導を行っていきます。

市街化調整区域では、草津市版地域再生計画を策定し、青色部分で示すように、郊外部の各地域において集落生活圏を設定し、さらに、そのなかに生活および交通の拠点を設定します。本市の中心部すなわち市街化区域では、立地適正化計画により居住や都市機能の集約を図りますが、郊外部においても、草津市版地域再生計画により、日常生活に必要な生活機能の確保や地域コミュニティの維持を図っていきたいと考えております。

また、この草津市版地域再生計画では、農業や水産業をはじめとする地域産業の活性化を図るために、地域資源を活かした産業の支援についても取り組んでいきます。

最後に、イメージ図のなかの緑の矢印については、地域公共交通網形成計画を策定して、 市中心部から郊外部の各生活拠点までの間、および各生活拠点から集落生活圏内への移動 手段として、公共交通ネットワークの再編に取り組むことを示しています。実線矢印で示 しているのが、路線バスなどの基幹交通であり、点線で示しているのが郊外部の各地域内 における支線交通・補完交通を表しており、立地適正化計画や草津市版地域再生計画に整 合した公共交通ネットワークの編成に向けて、綿密に連携して策定を進めていきます。

資料 2-2 の 2 ページをご覧ください。

先ほどから申し上げております立地適正化計画や草津市版地域再生計画について当協議 会で内容等説明しておりませんので、今回改めて簡単ではございますが、現在、都市計画 課にて作成しております2計画について説明させていただきます。

草津市立地適正化計画の背景については、本市の人口は現在、増加傾向にありますが、 2040年には人口減に転じると予測され、また高齢化はすでに進んでおり、このまま施策を 講じなければ、今後、日常生活が充足できる居住環境や、都市機能を確保できるコンパク トな都市構造が維持できなくなる恐れがあります。

そのため、将来を見据えて、日常生活が充足できる居住環境や、都市機能を確保できるコンパクトな都市構造を維持するための対策として、立地適正化計画を策定し、居住誘導区域および都市機能誘導区域を設定して「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現を目指す計画であります。

計画の期間は 2018 年から 2040 年の 23 年間となっております。立地適正化計画の体系 については、記載のとおりでございますが、今回、第 4 章「居住誘導区域」と第 5 章「都 市機能誘導区域」について説明申しあげたいと思います。

3ページをご覧ください。

居住誘導区域の検討であります。何となく言葉の意味は分かるかなとも思うのですが、 居住誘導区域とは人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持すること により、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域 としており、草津市における居住誘導区域の基本要件は記載しておりますアからエとなっ ており、その基本要件を草津市の位置図に落としますと現在の市街化区域から基本要件ウ、 エの除外区域を外した青色の形になります。

続きまして、4ページをご覧ください。

都市機能誘導区域の検討でございます。都市機能誘導区域とは、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

草津市では都市機能誘導区域の基本要件は記載しておりますアからウとしており、草津駅周辺は中心市街地活性化区域、南草津駅周辺は 1km 圏内から住居専用地域を外した区域で考えております。

続きまして、5ページをご覧ください。

都市機能増進施設とは、医療施設や商業施設など都市機能誘導区域内に誘導する施設のことであります。草津市における誘導施設は設定方針から、草津駅周辺、南草津駅周辺、それぞれ記載のとおりで考えております。なお、本市では、地域において高齢者の生活を支える医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指した取り組みを進めておりますが、医療施設や福祉施設は、地域包括ケアシステムの考え方から、誘導施設としてはなじまないことから、現段階で本市では、誘導施設には設定しない考えでございます。

続きまして草津市版地域再生計画について説明いたします。

7ページをご覧ください。

計画の背景といたしましては、本市の人口は増加が続いているものの、将来的には減少に転じると予想されており、既に郊外部の一部では人口減少が進んでいます。このままでは、生活サービスや公共交通サービスが低下し、地域コミュニティの維持や生活機能の確保が困難となる恐れがあります。

そのため、将来を見据え、官民の連携と地域の自主的かつ自立的な取組により、地域に おける生活環境の維持・向上や地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の 地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進することを目指します。

本計画の期間は 2018 年から 2040 年の 23 年間と立地適正化計画と同じ期間としております。

本日は、4の計画の対象区域、5の体系の第2章の市街化調整区域の現状分析、第4章の 課題整理を中心に説明させていただきます。

8ページをご覧ください。計画の対象区域でございますが、当初、市街化調整区域を含む 学区として 9 学区を対象としておりましたが、志津南学区の市街化調整区域は、市街化区 域同等の街並み形成を形成しており、また、南笠東学区の市街化調整区域は、主にびわこ 文化公園都市の福祉ゾーンであり、両学区ともに、集落生活圏の生活・交通拠点の形成に なじまないことから、この 2 学区を除いた 7 学区を計画の対象区域として検討を進めてい きたいと考えております。

9ページをご覧ください。

市街化調整区域の人口の将来見通しでございますが、青色が 2010 年、オレンジ色が 2040 年の人口を表したグラフでございます。

2010年からの30年間で、市街化調整区域全体では3.1%の減少ですが、常盤学区、山田学区では3割以上の減少となることが予想されております。

一方、老上西学区、老上学区、志津学区では、人口が増加すると予想されており、市街 化調整区域を含む学区であっても、各学区によって、人口の将来見通しの状況が異なるこ とが分かります。

10ページをご覧ください。

高齢化の現状と将来見通しでございますが、表の一番上が、市全体の高齢化率を表しており、その下が、市街化調整区域を含む各学区の高齢化率を表しております。

見ていただきますと、市街化調整区域を含む学区のうち、赤字で示している 5 学区が市 全体より大きく高齢化率が高くなるのが分かると思います。

11ページをご覧ください。

各学区の市街化調整区域における商業施設・高齢者福祉施設・機関公共交通の徒歩圏人口カバー率の状況を示したものでございます。

定義は下の点線で囲まれたところに記載しておりますが、各施設などから徒歩圏内のおおよそ 800m圏内の人口カバー率を調べたものになっております。

凡例を見ていただきますと、「〇」が市街化調整区域の徒歩圏人口カバー率の平均を上回る項目、「 \triangle 」が下回る項目、「 \times 」が 0%の項目なります。

12ページをご覧ください。

こちらは各学区の地域資源の現状をまとめたものとなっており、分布図を見ていただきますと状況が分かるかと思います。

13ページをご覧ください。

事業者に対し、ヒアリングを行ったところ、活用したい資源の現状とその課題等の結果 を記しております。

今後、地域資源の活用などを検討していただく上での1つとして考えております。

14ページをご覧ください。

各学区の課題および地元調整の取組状況でございますが、各学区ごとに課題やまちづくり協議会からの意見を記載しております。現段階では、ページ右側に記載してある地域再生計画のテーマについて、まだまだ決まっていない状況でございます。この表につきましては、今後、地域にもっと入っていき、テーマを定め、内容を深めていきたいと考えており、最終的には、まちづくりのテーマや将来ビジョンを描き、都市計画マスタープランの地域別構想につなげていきたいと考えております。

18 ページからが草津市地域公共交通網形成計画に関する内容になるのですが、詳細な内容については、資料 2-3 にて説明させていただきますので、説明を割愛させていただきます。これまでの内容を踏まえ、イメージ図としてまとめておりますのが、22 ページとなっております。

22ページをご覧ください。

草津市の目指すコンパクトシティプラスネットワークのまちづくりを地図上に落とした ものであり、3計画と健康福祉部で進められております健幸都市基本計画の連携を示したも のになります。

右上に記載しておりますとおり、草津市では人口減少や高齢化が進行する将来において も持続可能なまちであり続けるために

立地適正化計画では、市街化区域における居住誘導および都市機能の維持・確保を行い、 左の図の駅周辺を赤と黄色で色をつけて示しております。

草津市版地域再生計画において、市街化調整区域における生活・交通の拠点の形成を行い、左の図の緑の円を示しております。

そして、草津市地域公共交通網形成計画において、各拠点を結ぶ公共交通ネットワークの構築を行います。左の図では、都市機能誘導区域と生活・交通の拠点などを結ぶ青色の矢印を示しております。

左の図のように 3 計画が連携し、駅を中心とした市街化区域の拠点と、市街化調整区域の生活・交通拠点を公共交通で結ぶ「コンパクトシティプラスネットワーク」のまちづくりの実現を目指しております。

本日、ご意見等お伺いしたく考えております草津市地域公共交通網形成計画の内容につきましては、資料 2-3、2-4 で説明させていただきますが、これまでの説明の中でご不明な

点等ございましたらお伺いしたく考えておりますので、一旦説明を終了させていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

草津市も人口減少社会を迎えるにあたり、どうした方向性で進めていくかということについて3つの計画について説明をいただきました。

草津市立地適正化計画、草津市版地域再生計画も含めて何かご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

【委員】

勉強不足で的確な質問になるかわかりませんが、地域包括ケアシステムと公共交通の関わりは大変大事なものであると思っております。立地適正化計画の中で、地域包括ケアシステムの考え方から、医療施設や福祉施設は、誘導施設には設定しないとなっているのがよくわからないので教えていただければと思います。

もう1点は、地域再生計画の中で当初は計画に含まれていた志津南学区と南笠東学区は対象区域から除外するということですが、立地適正化計画の全体図と整合がとれているのかどうか。また、志津南学区と南笠東学区はこれからも生活サービスや公共交通サービスが低下しないと考えられているのか。今後も公共交通網も維持されるし、現在も十分であると考えられているのかお聞きしたいと思います。

【事務局】

はじめに、地域包括ケアシステムの考え方についてですが、地域包括ケアシステムでは、 高齢者の方々が今後も住み慣れた地域で自立した生活、あるいは介護を要した場合であっ ても介護の進行を最低限にとどめながら自立した生活を目指して暮らしていけるまちづく りを進めていくためのシステムでございます。そのためには、前提として、地域にあるか かりつけ医や福祉施設を住み慣れた暮らしの一環として日常的に使っていただける空間と つくることが前提となっております。従いまして、中心市街地に福祉施設や医療施設を集 中的に誘導すると、地域包括ケアシステムの流れに逆行するため、福祉部門と方向性を共 有して、医療施設や福祉施設を誘導施設には含めないということとしております。

次に、地域再生計画において志津南学区と南笠東学区を計画の対象区域から除いた理由についてです。草津市版地域再生計画は、市街化調整区域にある既存集落のコミュニティや活力の維持を目的としており、市街化調整区域を含む学区と地元調整を行ってきました。その中で、志津南学区については、市街化調整区域が含まれてはいるものの、開発制度を用いた新興住宅地が形成されており、既存集落の活性化に向けた地域再生計画の趣旨にはあわないということで対象区域から外しています。南笠東学区につきましては、市街化調

整区域が草津田上IC付近の工業地等や福祉ゾーンとなっており、こちらも既存集落の考え 方に合致しないということで、この2学区については対象区域から除外し、残りの7学区に ついて草津市版地域再生計画に基づいて活力の維持を図っていきたいと考えております。

【委員】

交通事業者であるので、対象区域から除外した地域の公共交通の現状がこれでいいのか という、現状の質問をしているわけです。計画は現状を十分に調査分析した上での計画で あると思いますが、十分ではないのではないかと思っています。質問に対して答えていた だいてないのではと思います。

【事務局】

公共交通の現状につきましては、資料2-3、資料2-4の地域公共交通網形成計画の中で、 公共交通を残すためにどういった施策を行っていけばいいかということを説明した後に、 ご意見を伺えればと思います。

【委員】

草津市における今後のまちづくりのあり方については、2040年を目処に人口が減少していく中で、地域拠点をどういった公共交通路線で結んでいくかということになると思いますが、そもそも、将来の目指すまちづくりにおいて現状の公共交通路線が継続的に維持されているということを前提とされているのか。今後も継続的にバス路線が維持できるという訳ではないので、草津市では公共交通網形成計画を策定し、こういった公共交通網を構築していくというふうに考えたらいいんでしょうか。

【事務局】

公共交通の現状は厳しいというのは十分に理解していますが、現状の基幹となる路線が これからは非常に大事であると考えているので、これらの基幹路線を継続していくことが 必要であると思い記載しています。

【委員】

今後は居住誘導区域や都市機能誘導区域に集約していくということであれば、現状の基 幹交通が補完交通になるのではと交通事業者は認識しています。住みよいまちづくりには 公共交通が不可欠ということであれば、都市を拡充すべきかもしれないし、そのあたりが よく見えない部分があります。

【事務局】

将来の目指すべきまちづくりにおける公共交通路線は既存路線を意識して明示を行っている部分もございます。

立地適正化計画と草津市版地域再生計画の計画年次と草津市地域公共交通網形成計画の計画期間に差異がございます。地域公共交通網形成計画の計画期間である10年間については、市の人口は増加する見込みでありますので、その期間の公共交通は充実、拡充を目指すという位置づけになってきます。一方、2040年以降の人口減少を見据えた上での公共交通のあり方については、来年度以降に草津市版地域再生計画とセットで、地域に入って地域の声を伺いながら、将来にわたっての地域の公共交通のあり方がいかがなものか、持続可能な公共交通のあり方がどうなのか、少子高齢化局面を見据えてどうすればいいのかを、地域の皆様とともに考えてまいりたいと思っております。

公共交通網形成計画については、人口増加に対応した取り組みを考えていく一方で、将来の少子高齢化に向けた立地適正化計画と草津市版地域再生計画における公共交通の位置づけもあわせて考えていきたいと考えております。

【会長】

公共交通に関するご質問が多いと思いますので、草津市地域公共交通網形成計画について説明した後で、再度皆様からのご意見をお伺いしたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料 2-3 をご覧ください。

以前開催させていただきました活性化再生協議会の中で基本施策として 3 つの基本施策 を挙げさせていただいておりました。

基本施策1として「多様な交通手段を織りなし、移動を円滑につなぐ公共交通」として、 主に市街化区域で発生している課題、および施策展開の考え方を記載しております。こち らは主に立地適正化計画と連携しながら取り組んでいくための施策を記載しております。

公共交通の抱える課題Aで記載しております、「自家用車への過度な依存によるバスの利用者数の減少から、路線バスの撤退や減便などが行われていることや、全国的なバスやタクシーの乗務員不足により、公共交通サービスの維持が難しくなってきている」という課題に対しての、施策展開の考え方として、路線バスやコミュニティバス路線の再構築や効率的なタクシー配車サービスなどの導入検討を考えております。

同様に、駅前の渋滞やバスの定時性が損なわれているという課題に対しては、駅へのアクセス強化や駅前ロータリーの機能性の向上、駅周辺のバリアフリー化、自転車走行空間の整備を検討してまいります。

鉄道やバスの乗り継ぎ、バス乗り場などの情報案内が不十分であるという課題に対して

は、乗継の強化、公共交通総合案内情報の整備、IC カードの導入促進などを考えております。

駅周辺の自転車駐車スペースが不足している課題に対しては、自転車駐車スペースの環境整備、自転車の有効活用の推進、放置自転車の削減対策を検討してまいります。

2ページをご覧ください。

基本施策 2 として「まちに愛着と誇りを抱き、地域の維持・活性化につなぐ公共交通」 として、主に市街化調整区域で発生している課題、および施策展開の考え方を記載してお り、こちらは、主に草津市版地域再生計画と連携しながら取り組んでいくための施策を記 載しております。

施策展開の考え方として、地域内を移動し、生活交通拠点への接続性を高める施策が必要なことからサイクルアンドバスライドの整備やデマンドタクシーの導入検討などを進めてまいります。

また、現在福祉部局等で進めております各関係施策と連携を取りながら地域の移動について考えていきたいと考えておりますし、他市や県とも連携しながら地域の公共交通の充実を検討してまいります。

3ページをご覧ください。

基本施策3として「自家用車に過度に頼らない意識を育み、 健幸で明るい未来につなぐ 公共交通」として、市域全体に関するかつ、公共交通機関を少しでも利用してもらえるた めの施策展開の考え方について記載しております。

少しでも公共交通機関を利用してもらうための施策として、モビリティマネジメントや小学校等での交通環境学習、公共交通に関する情報提供の充実、連節バスの有効活用といった取組を進め、また、誰もが気軽に公共交通機関を利用出来るようにする取組としてバスロケーションシステムなどの利用環境の整備、交通事業者共通ICカードの導入検討、公共交通バリアフリー化の推進、1日フリーパスなどの企画キップの販売を検討しております。また、交通安全意識を高める機会や高齢者の運転免許証の自主返納を促進する取組として交通安全教育の充実、高齢運転者の自覚啓発の強化、運転免許証自主返納高齢者支援制度の拡大等を検討しております。

以上、3つの基本施策に基づき、本市の公共交通の課題およびその課題解決に向けた施策 展開の考え方について説明しましたが、では具体的にどのようなことをするのかという点 については、資料 2-4 になります。

資料 2-4 をご覧ください。

資料 2-3 で説明しました内容をそれぞれ項目化し、関係する施策をまとめております。

例えば、「自家用車への過度な依存によるバスの利用者数の減少から、路線バスの撤退や減便などが行われていることや、全国的なバスやタクシーの乗務員不足により、公共交通サービスの維持が難しくなってきている」という課題に対し、持続的な公共交通網の形成として考えられる施策を列挙し、それに該当する実施主体、スケジュールなどを記載いたします。

今回はあくまで中間報告としてご提示させていただいておりますので、スケジュールについては空欄とさせていただき、字ばかりで見にくいかと思いますが、最終的な報告書としてはイラスト等を交えながら、分かりやすくしてご提示したく考えております。

取組内容と記載しております欄を見ていただきますと、路線バスやコミュニティバスの 路線の再構築に向けて、重複している区間の路線再編やダイヤ調整、まめバスについては、 利用状況や地域の意見等を踏まえながら、路線改編等の検討を行ってまいりたいと考えて おります。

また効率的なタクシーの配車に向けたアプリなど他市の事例を踏まえながらタクシーに 対する取組についても検討してまいりたいと考えております。

本来であれば、個別個別で説明するべき内容かと思いますが、かなり一方的に話しておりますので、これまでの計画になかった対策について記載しているところに絞って説明したいと思います。

まず1頁目の施策2連続性のある道路環境整備として、駅前の渋滞は非常に大きな問題となっておりますので、駅前ロータリーの機能性の向上として、現在のロータリーの運用の見直しなど関係機関と十分に協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、基本施策 2 の施策 1 についてでございますが、草津市版地域再生計画の中で地域の拠点を検討していく形になり、その拠点までどのようにしていけばいいのか住まわれている場所等によってアクセスのしやすさなどが変わってきますので、誰でも拠点にいける、公共交通機関を利用できるようサイクル&バスライドやデマンドタクシーの導入検討などをしてまいりたいと考えております。

基本施策 3 ではこれまで実施してきておりますモビリティマネジメントについても記載させていただいております。日頃、業務をさせていただく中で、感じておりますのは、交通に対する意識が段々と変わってきているのかなと感じる場面も多いため、引き続きモビリティマネジメントは進めていきたいと思っておりますし、今回、高齢者の事故などが増加傾向にあることや当協議会の委員様から意見等を頂戴しておりました運転免許証自主返納高齢者支援制度についても記載しております。

また、前回の協議会にて、各関係事業者にヒアリングを実施していると説明させていただいたところ、どのような意見が出ていたのか、計画にどう盛り込ませるのかというご意見を頂戴しておりましたが、それをまとめたものを参考資料として付けさせていただいております。

各団体から出た意見およびその意見をどう反映したのかを記載しております。また、詳細な意見等については A3 の資料に記載しているとおりであります。

最後に、本日は、中間報告およびこれまで委員の皆様からいただきました意見等を踏まえながら、市の方向性を示し、更なるご意見をいただきたく考えております。今回、挙げさせていただいたものについては、いただいた意見を踏まえて作成した、現段階での案であり、当協議会にて、このような対策も追加すべきではないかなどのご意見がございましたらお聞かせいただければと考えております。

以上で資料2の説明については終わらせていただきます。

【会長】

事務局より、地域公共交通網形成計画案の課題及びそれを解消するための基本施策について説明がありました。

先程の立地適正化計画や地域再生計画との関係も含めて、ご質問ご意見等がありました ら、お願いいたします。

【委員】

具体的な施策をどのようにするかが私にとっては一番興味があるところなので拝見していましたが、いろいろな施策を展開するにあたり、市民の方々と一緒に取り組むということが掲げられているのが大変ありがたいと思います。基本施策1の「施策1 持続的な公共交通網の形成」の実施主体が市民は参加という形になっていますが、「施策2 連続性のある道路環境整備」については実施主体の市民のところが空欄になっています。草津市がバリアフリー基本計画を策定された時にも、JR草津駅・南草津駅の駅前で市民の方に調査されてつくられたように、市民の協力がなくしては成り立たないのではないかと思います。それ以降の施策についても、実施主体として市民が空欄のところは、本当にそれでいいのかと気になります。

【事務局】

施策を展開するに当たっては、市民の参加や協力、また主体的に取り組んでいただく場合もあるかと思います。基本施策 1 の施策 1 については、コミュニティバスについて地域からの意見集約を図り、地域とともに路線網を考えていきたいという趣旨で、市民の欄に

「参加」と記載しています。施策 2 は道路関係のハード整備の施策という考えから、実施主体の市民のところを空欄としていましたが、バリアフリー化ついては、市民のご意見を聞きながら進めていく必要がありますので、その他の施策も含めてもう一度再考させていただきます。

【委員】

基本施策1の「施策4 鉄道駅周辺での自転車の利用環境整備」の実施主体の事業所の欄が△となっているが、その意味がわかりません。また、「施策2 連続性のある道路環境整備」の実施主体の事業所が空欄になっているが、参加や協力となっていてもいいのではないかと思います。

【事務局】

基本施策1の「施策4 鉄道駅周辺での自転車の利用環境整備」の実施主体の事業所の欄の△表記については、鉄道駅周辺の駐輪場が不足しており、公営だけではスペースの問題等で対応できない部分もあるので、民間の協力を得たいという思いがあります。また、自転車の有効活用の推進ということで、JRで実施されている駅リンくんのようなレンタサイクルについて、事業所でも運営していただければということで、事業所の参加を△表記にさせていただきました。わかりにくい表記となっていますので、最終的にはもう少しわかりやすい表記とさせていただきます。

また、「施策2 連続性のある道路環境整備」については、駅前ロータリー整備に関連して、事業所で運行されている送迎バスの利用環境整備についても検討していく必要があると思いますので、事業所とともに対応を考えていきたいと思いますので、実施主体の形については再考させていただきます。

【委員】

県が事務局となり進めている大津湖南エリア地域公共交通網形成計画についても、草津市と連携して進めていきたいと思っているところです。

立地適正化計画と地域公共交通網形成計画を一緒に検討されていますが、立地適正化計画は2040年を見据えた計画として、草津市の今後の都市として目指すべき方向が記載されていますが、基本的には現在の市街化区域を現状維持する形となっており、なおかつ2040年頃からの人口減少段階での目指すべき方向となっていると理解しています。

地域公共交通網形成計画は、今から10年後を目指すということであれば、まだ人口が増えている段階での計画になりますので、人口減少に対応する計画ではなく、都市を活性化するためにどういう形でサービスを上げていくのかという観点も取り入れた方がいいのではないかと思います。今回は具体的な取り組みについても書かれてはいますが、今後計画を詰めていく中で、サービスレベルをどこまで上げていくのか、人口が増えて都市を活性

化していくためにどうしていくのかという点を取り込めればいいかと思います。

また、今から10年後までには自動運転車が恐らく実用化されると思いますので、そういったことも考慮した計画にした方がいいのではないかと思います。

【事務局】

市内には14小学校区がありますが、既に人口が減少している学区もれば、人口増加率が高い学区もあり、学区によって交通のみならず市政全般での対策が全く異なるような状況となっています。

地域公共交通網形成計画の計画期間は10年間となっていますが、人口減少が既に始まり 高齢化率の非常に高い地域については、草津市版地域再生計画での計画期間23年間も見据 えた計画にしていかなければ、地域での課題が残りますので、地元に入り地域の意見を十 分に伺いながら、この10年間で行うべきことと、将来の超高齢化社会に対応した取り組み の2局面で、どのようにしていくかをお聞きした上で、計画の策定を進めていきたいと考え ています。

また、自動運転車については、既に社会実験も進められており、新しい技術も計画に盛り込んでいくべきだと思いますので、大津湖南エリア地域公共交通網形成計画とも連携しながら、計画に盛り込むことを検討していきたいと思います。

【委員】

基本施策1の「施策1 持続的な公共交通網の形成」の中に、効率的なタクシー配車サービスの導入検討と記載されていますが、どういうイメージを考えられておられるのか、教えていただければと思います。

もう1点、個人的な意見でありますが、前回資料ではあった「平成」という表記がなくなり、全て西暦表示となっています。3計画は7月に公表されるということですので、天皇陛下の退位を念頭に置かれたと思いますが、現天皇の在位中は「平成」を使っていただければ嬉しいと思います。

【事務局】

効率的なタクシー配車サービスの導入検討については、タクシー関係で何かできないかと模索していたところ、東京で提供されている「スマホdeタッくん」というスマートフォンによるタクシー配車アプリがあり、他にも「全国タクシー配車」という全国で使える配車アプリがあるので、タクシー協会やタクシー会社と協働で、市民が気軽にタクシーを使える取り組みを行えればと考えています。

もう1点の「平成」の表示については、西暦と和号を併記した形での表記も検討したいと 思います。

【委員】

活性化再生法の趣旨に則って、ヒアリングも行い、いいものができるのではないかと期待しています。

提案ですが、網形成計画の計画年数を10年とされているので、スケジュールについては、 前期、後期では大きすぎるので、短期、中期、長期としてはどうかと思います。

もう一点は、滋賀県で大津湖南エリア地域公共交通網形成計画を同時期に策定されているので、結果として方向性が異ならないよう、十分に連携しながら進めていただきたいと思います。

【事務局】

1点目のスケジュールにつきましては、ご提案いただいた短期、中期、長期にするかどうか内部で検討を行い、次回には提示させていただきたいと思います。

2点目の大津湖南エリア地域公共交通網形成計画を策定については、草津市もメンバーに 入って協議していますので、同じ方向を向いた計画にしていきたいと考えています。

【委員】

滋賀県では2018年から10年間の滋賀県道路整備アクションプログラムを策定しています。 滋賀県として協力できることはしていきますので、アクションプログラムとの整合を図っ ていただければと思います。

【事務局】

基本施策1の「施策2 連続性のある道路環境整備」が関係してくると思います。網形成計画の計画区間は10年間としていますが、道路整備については、もう少し時間がかかるものもあるかと思います。道路整備についてはアクションプログラムが重要視されてくると思いますので、交通の円滑化も含めた道路整備を早期に着手していただきたいという思いで記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

他に何かご意見はございますでしょうか。ご意見も出尽くしたように思いますので、協議案件につきましては、検討させていただき、反映できるものについては反映させていただきたいと思います。

その他案件は何かございますでしょうか。

【事務局】

その他案件につきましては、特にはございません。

4. その他

【事務局】

委員の皆様には、活発かつ建設的なご意見をいただきありがとうございました。

次回の第16回草津市地域公共交通活性化再生協議会は、2月8日(木)の午後からの開催を予定しております。詳細につきましては、後日書面によりご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

協議案件につきましてはこれで終了させていただきます。それでは、事務局に進行をお 返しします。

【事務局】

これをもちまして、第15回草津市地域公共交通活性化再生協議会を閉会とさせていただきます。